

鹿 児 島 県 公 報

平成24年11月13日（火）第2855号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇所2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 1
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 1
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 2
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 2
- 臨港地区内の分区の指定の変更 (港湾空港課取扱い) 3

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する公告（2件） (商工政策課取扱い) 3

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第1233号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成24年11月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
名瀬徳洲会介護センター	奄美市名瀬朝日町28番地1	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号	徳田 虎雄	平成24年11月1日	居宅介護支援

鹿児島県告示第1234号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成24年11月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
久保 文武	医療法人杏政会高江記念病院	薩摩川内市永利町2504-1	外科	平成24年10月31日
栗原 勲	枕崎市立病院	枕崎市日之出町230	内科	平成24年10月31日

鹿児島県告示第1235号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備）第二仁嶺地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年11月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年11月14日から同年12月12日まで
- 3 縦覧場所
和泊町役場耕地課
知名町役場耕地課

鹿児島県告示第1236号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、始良・伊佐地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年11月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成24年10月2日から平成25年3月25日まで
- 3 作業の地域 霧島市牧園町持松地内

鹿児島県告示第1237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年11月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	薩摩山崎停車場線	薩摩郡さつま町二渡字舟渡ノ上4057番1地先から同町山崎字新川78番1地先まで	前	5.5～7.3	319.7
			後	5.5～12.6	319.7
			後	6.4～17.7	309.3

鹿児島県告示第1238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年11月13日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	薩摩山崎停車場	薩摩郡さつま町二渡字舟渡ノ上4057番1地先から同	平成24年

線

町山崎字新川78番1地先まで

11月15日

鹿児島県告示第1239号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、根占港の臨港地区内の分区の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、鹿児島県土木部港湾空港課及び大隅地域振興局建設部建設総務課において公衆の縦覧に供する。

平成24年11月13日

根占港港湾管理者 鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 伊藤祐一郎

分 区 名	区 域
商 港 区	肝属郡南大隅町根占川南字潟，字新土堤，字塩入，字駄竹及び字瀬脇の各一部

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成24年11月13日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成24年11月13日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成24年11月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパーセンターニシムタ吉野店
鹿児島市川上町1943番地1 外21筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ニシムタ 代表取締役社長 西牟田敏明
鹿児島市与次郎一丁目10番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ニシムタ 代表取締役社長 西牟田敏明
鹿児島市与次郎一丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年6月27日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,211平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
第1駐車場 建物敷地西側隔地 97台
第2駐車場 建物敷地北西側隔地 83台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐車場敷地北東側 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
荷さばき施設1 建物北側 18平方メートル
荷さばき施設2 建物2階部南側 32平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物2階部南東側 42立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 第1駐車場東側及び第2駐車場南東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成24年10月26日

.....

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成24年11月13日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成24年11月13日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成24年11月13日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ東開店
鹿児島市東開町4番17（一部）
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
ナチュラル株式会社 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
ナチュラル株式会社 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年6月30日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,228平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物東側 48台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物敷地南東側 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物北側 7立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所 建物敷地南東側，北東側及び南西側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

7 届出年月日

平成24年10月29日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第133号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成24年11月13日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR忍魂M3	株式会社大都技研	2P1034
ぱちんこ遊技機	CR戦国KIZUNA 第三陣 暁の鬼L	マルホン工業株式会社	2P1058
ぱちんこ遊技機	CR戦国KIZUNA 第三陣 暁の鬼A	マルホン工業株式会社	2P1086
ぱちんこ遊技機	CRスーパーマン・リターンズ～ 正義のヒーロー～KL-T	株式会社大一商会	2P1100
回胴式遊技機	パチスロ天才バカボンF	株式会社ディ・ライト	2S0953
回胴式遊技機	忍魂 烈Z	株式会社大都技研	2S0955
回胴式遊技機	戦国コレクションTU	高砂電器産業株式会社	2S1008